



農耕用作業車 (小型特殊自動車)の税金について

トラクターなどの農耕用作業車を所有している場合は、軽自動車税種別割の対象になります。
毎年4月1日現在に所有している人に課税され、税額は2,000円です。
登録をしていない人は登録手続きをお願いします。

税務課 資産税係
☎ 0824-73-1144

農耕用作業車とは

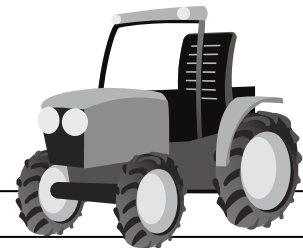
■次の条件に該当するものです。

種 類	農耕用トラクター
	農業用農薬散布車
	コンバイン
	田植機
	国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 (条件を満たした、けん引式の農耕作業車を含みます。)
条 件	乗用装置が付いており、最高速度が時速35km未満であること (最高速度が時速35km以上は、大型特殊自動車になります。)

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。

登録の手続きに必要なもの

- ① 印鑑
- ② 車台番号など車両を特定できるもの
- ③ 販売日または譲渡日の分かる証明書



よくある質問

Q トラクターを持っていますが、公道を走らなくても税金はかかりますか？

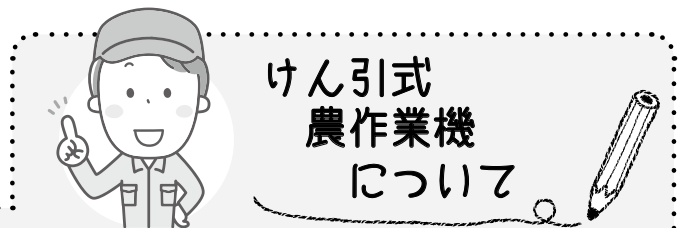
A 公道を走る、走らないに関わらず、所有していることによって軽自動車税種別割がかかります。購入したり、譲り受けたりした場合には、市役所で登録の手続きをして、課税標識を受けとり、車両へ取り付けてください。以前に取得した方で、登録の手続きがお済みでない場合は、速やかに手続きをお願いします。

Q トラクターを使用しなくなったのですが、課税標識を返納できますか？

A 使用する、しないに関わらず、所有している間は課税標識を返納することはできません。廃棄または譲渡した時に課税標識を返納する手続きをお願いします。

Q 農業で使用しているショベルローダーは「農耕用作業車」ですか？

A 「農耕用作業車」ではなく、「その他の小型特殊自動車」に分類されます。この分類は、「道路運送車両法施行規則別表1」で定められています。「その他の小型特殊自動車」も「農耕用作業車」と同様に登録の手続きをしてください。税額は5,900円です。



農耕用トラクターでけん引する農作業機（マニュアルプレッダー（堆肥散布機）、けん引式ブームスプレーヤー（梁式農薬散布機）、ロールベアラー（牧草圧縮成形機）などは、以前は固定資産税（償却資産）の対象でしたが、令和元年12月から、条件を満たした場合は、軽自動車税種別割の対象になりました。所有している方は申告の上、課税標識の取り付けをお願いします。（農耕用トラクターとは別の車両として扱われます。）

6月は、市県民税 1期、介護保険料 1期の納付月です。〔納期限6月30日(火)〕

- ◆ 「口座振替」にしている方は、納期限の前日までに残高確認をお願いします。
- ◆ 納付で困っていることがあれば、収納課にご相談ください。

次回予告

来月は、「固定資産の所有者が亡くなったときの手続きについて」の予定です。